第１項の規定にかかわらず、当該更新審査に係る船舶安全管理認定書が交付される日又は従前の船舶安全管理認定書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

２　前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を国土交通大臣に提出し、船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。

３　国土交通大臣は、前項の確認を行ったときは、船舶安全管理認定書に船舶が第１項の規定の適用を受けている旨を記入し、前項の書面を提出した者に返付するものとする。

第二号様式を次のように改める。

第２号様式（第３条関係）

船舶安全管理認定書

番号第　　号

この認定書は、船舶安全管理認定書等交付規則第３条第３項の規定に基づき、交付する。

船名

船舶番号又は信号符字

船籍港

船舶の種類

総トン数

国際海事機関船舶識別番号

船舶安全管理規程審査申請書の申請者の氏名又は名称及び住所

この認定書は、本船が適合認定書に掲げる船舶の種類につき適切であることを確認したのち、船舶安全管理規程の審査を受け、船舶安全管理認定書等交付規則第３条第３項に規定する要件に適合していることを証明する。

この船舶安全管理認定書は、中間審査と適合認定書の有効性を条件として

まで効力を有する。

この認定書の基となる審査が完了した日

において交付した。

（認定書の交付の場所）

交付の日

（国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長、地方運輸局海事事務所長、運輸監理部海事事務所長、地方運輸局運輸支局海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長　氏名）　（印）

番号第　　号

中間審査に係る裏書

船舶安全管理認定書等交付規則第５条第３号の規定に基づき行われる中間審査において、船舶安全管理規程が船舶安全管理認定書等交付規則第３条第３項に規定する要件に適合していることを証明する。

中間審査　　場　所

日

（国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長、地方運輸局海事事務所長、運輸監理部海事事務所長、地方運輸局運輸支局海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長　氏名）　（印）

番号第　　号

船舶安全管理認定書等交付規則第６条の２第１項（第２項）の規定による船舶安全管理認定書の有効期間の延長に係る裏書

この認定書は、船舶安全管理認定書等交付規則第６条の２第１項（第２項）の規定により、

まで効力を有する。

場　所

日

（国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長、地方運輸局海事事務所長、運輸監理部海事事務所長、地方運輸局運輸支局海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長　氏名）　（印）

番号第　　号

船舶安全管理認定書等交付規則第６条の３第１項の規定による船舶安全管理認定書の有効期間の延長に係る裏書

この認定書は、船舶安全管理認定書等交付規則第６条の３第１項の規定により、

まで効力を有する。

場　所

日

（国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長、地方運輸局海事事務所長、運輸監理部海事事務所長、地方運輸局運輸支局海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長　氏名）　（印）

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正前の船舶安全管理認定書等交付規則の規定により交付を受けている船舶安全管理認定書は、この告示による改正後の船舶安全管理認定書等交付規則の規定により交付された船舶安全管理認定書とみなす。

○東北地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十八日　　東北地方整備局長　徳山日出男

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　十三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形市大野目一丁目三三一番三から同市浜崎二四番まで	前	二六・〇〇～一一四・二〇メートル	一・一八〇キロメートル
	後	二六・〇〇～一一四・二〇メートル	一・一八〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所